

「工事实績情報システム(CORINS)」に関する特記仕様書

(適用)

- 1 この特記仕様書は、鎌倉市から直接工事を請け負った建設業者（元請業者）が施工する建設工事に適用します。

(登録対象工事)

- 2 登録対象は、受注時または変更時において工事請負代金額（取引に係る消費税及び地方消費税の額を含む。）500万円以上の工事について、一般財団法人日本建設情報総合センター（JACIC）が運用している工事实績情報システム（CORINS）へ契約単位ごとに登録するものとします。

(事前確認)

- 3 受注者が作成した工事实績データの本市監督員への提出は電子メールで行うものとします。
受注者は、工事实績データ（契約データ）の入力にあたり、発注機関の確認担当者情報として、監督員の所属部署名、氏名、氏名フリガナ、所属メールアドレスを確認してください。

(登録時期)

- 4 受注者は、登録対象工事についてCORINSに基づき、受注・変更・竣工・訂正時に工事实績データとして作成した「登録のための確認のお願い」の書面について、CORINSを通じて監督員に電子メールを送信し、監督員の確認を受けたうえ、次に示す期間内に登録申請してください。
ただし、期間には、行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）に定める行政機関の休日（土曜日、日曜日、祝日等）は含みません。
 - (1) 工事受注時 契約締結後10日以内
 - (2) 登録内容の変更時 変更契約締結後10日以内
 - (3) 工事竣工時 工事完成後10日以内
 - (4) 登録内容の訂正時 登録内容確認書の内容に間違いなどが認められた場合は適宜

(変更時登録の範囲)

- 5 変更時の登録は、工事中に契約内容（工期、請負代金額）、現場代理人、主任技術者・監理技術者等に変更が生じた場合に行うものとします。

(竣工登録の時期)

- 6 竣工時の登録は、工事が完成した際に行う登録で、原則として、発注者が行う工事のしゅん功検査終了後に竣工登録を行うものとします。
なお、工事の完了日とは、発注者が検査によって工事の完成を確認した日になります。

(施工計画書等への添付)

- 7 受注者は、登録した工事ごとに、次に掲げる書面を施工計画書に添付し監督員に提出してください。また、受注時登録以降の変更・竣工・訂正時の登録にあつては、書面を工事打合簿に添付し、その都度、監督員に提出してください。ただし、変更時と工事竣工時の間が10日に満たない場合は、変更時の登録されたことを証明する資料の提出を省略できるものとします。
 - (1) 監督員が確認署名した「登録のための確認のお願い」書面の写し
 - (2) 登録内容確認書（工事实績）
 - (3) 当該工事の登録履歴
 - (4) 工事实績データ（明細）